

○厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令
(平成十七年厚生労働省令第四十四号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)		
	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	(略)	第二十八條第四項(第七十六條において準用する場合を含む。)の規定による治験実施計画書及び治験機器概要書の改訂
現行	別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)		
	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	(略)	第二十八條第三項(第七十六條において準用する場合を含む。)の規定による治験実施計画書及び治験機器概要書の改訂